

第一回國會
衆議院
司法委員會會議錄第六十五号

(八二六)

昭和二十二年十一月二十九日(土曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 石川金次郎君 理事 鍛冶 良作君

井伊 誠一君 池谷 信一君

榎原 千代君 安田 幹太君

中村 俊夫君 山下 春江君

吉田 安君 岡井藤志郎君

明禮輝三郎君 大島 多蔵君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

司法次官 佐藤 藤佐君

司法事務官 奥野 健一君

委員外の出席者

専門調査員 村 教三君

十二月二十八日

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第二二六號)

十一月二十九日

最高法務廳設置に伴う法令の整理に

關する法律案(内閣提出)(第二二五

號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

最高法務廳設置法案(内閣提出)(第

一〇七號)

國の利害に關係のある訴訟について

の最高法務廳裁の權限等に関する法

律案(内閣提出)(第二二五號)

副檢察の任命資格の特例に関する法

律案(内閣提出)(第二二四號)

第一類第四号 司法委員會會議錄

第六十五号 昭和二十二年十一月二十九日

最高法務廳設置に伴う法令の整理に
關する法律案(内閣提出)(第二二五
號)

裁判所法の一部を改正する法律案
(内閣提出)(第二二六號)

○松永委員長 會議を開きます。

これより國の利害に關係のある訴訟

についての最高法務廳裁の權限等に關

する法律案につきまして審査を進めま

す。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 第二條の第一項を見ます

と、「最高法務廳裁は、所部の職員

でその指定するものに前條の訴訟を行

わせることができる。」と書いてあり

ますが、これは訴訟代理人としてや

らせるという意味であるかと思ひが、

いかがでしょうか。

○奥野政府委員 これは民事訴訟法の

七十九條にある法令の訴訟代理人とい

うことであります。

○鍛冶委員 そこで第七條を見ます

と、「第二條、第五條第一項又は前條

第二項の規定により云々、「當該訴訟

について、代理人の選任以外の一切の

裁判上の行為をする權限を有する。」

とある。これを見ると、これは代理人

でなくて、やる者には當然の固有の權

利をもたせるように認めるのですか。

どういふことになりますか。

○奥野政府委員 これはすなわち七條

によりまして代理人を選任する以外の

一切の裁判上の行為を有する權限を與

えたのであります。これがすなわち

法令による民事訴訟法の七十九條に該

當する訴訟代理人といふことになるわ

けであります。たださらに代理人を選

任する權限だけではないが、それ以外の

一切の裁判上の權限はあるのでありま

す。

○鍛冶委員 七十九條から来るなら

ば、こゝいうことを言わねども當然な

るよりじやありませんか。そういう裁

判上のことをやる權限が當然に第二條

によつてあるのじやありませんか。そ

うすると、復代理の選任ができぬとい

うためにこれをつくられたのですか。

それともそのほかの意味があるのです

か。

○奥野政府委員 これは復代理の選任

ができないといふことも大きな意味を

もつております。ただ二條によつて訴

訟を行わせることができるというだけ

でも、大體七十九條の法令による訴訟

代理人になると考えますが、その權限

の範圍を明確にしておくことが必要で

あるのと同時に、わざと訴訟を行う

ために指定された以上は、その者が、

さらにほか委任をするといふことが

適當ではないと思ひますから、そい

う復代理をする權限といふことを、兩

方から——消極、積極からこゝいうよ

うにしたわけでありま。

○鍛冶委員 そすると、第七條がな

かつたらどういふことになりましよ

う。復代理を除いて、ほかになかつた

ら、できないものでしょうか、それとも

できるでしょうか。

○奥野政府委員 そういたしますと、

大體において民事訴訟法七十九條がそ

の選任權もあるといふふうに解するこ

とになるわけです。

○鍛冶委員 復代理はわかりました

が、復代理でないほかのことは、これ

がなかつたら當然できることに民法七

十九條によりますとなるのでございま

すか。

○奥野政府委員 これがなければ、そ

ういふ解釋になると思ひます。要する

に注意的であると同時に、復代理の選

任ができないといふ兩方を表わしたも

のです。

○鍛冶委員 そすると、復代理の選

任をやめさせるといふこと、あとは

注意的だ、こゝ解釋してよろしいで

ね。

○奥野政府委員 そうです。

○鍛冶委員 その次は第四條ですが、

「最高法務廳裁は、國の利害又は公共

の福祉に重大な關係のある訴訟にお

いて、裁判所の許可を得て、裁判所に對

し、自ら意見を述べ、又はその指定す

る所部の職員に意見を述べさせるこ

とができる。」これは代理人が出てお

るが、總裁みずから意見を述べる、こ

う見られますが、その次のその「指定

する所部の職員に意見を述べさせるこ

とができる。」といふのは、これは第

二條の第二項で、行政廳の所管につ

ては、その所部の者がやるとなつてお

ります。これは代理人以外にも、な

お述べさせることができる。こゝいう

考え方でよろか。

○奥野政府委員 第四條は、實は國が

い場合の規定でありまして、その場合

でも、第三者間に行われておる訴訟

が、國の利害または公共の福祉に重大

な關係がある場合であります。

○鍛冶委員 そすると、これは一般

のどんな訴訟にでもできる、こゝいう

考え方でいい。國が當事業でない一切

の訴訟といふ意味ですね。

○奥野政府委員 そうであります。例

として考えられますが、たとえば非常

に重大な問題についての法案が違憲で

あるかどうかといふことになり、もし

それが違憲であるといふことになれ

ば、國のいさゝか政策が重大な關係

に立つといつたような問題が、他の當

事者間の事件で問題になつておる場合

に、裁判所の許可を受けて意見を求

ることができるといふ意味でありま

す。

○鍛冶委員 そういたしますと、それ

はこの規定から見れば、そいふこと

も考えられるのですが、訴訟上よほど

重大なことになります。訴訟法上さ

ようなことは許されましようか、それ

ともこれをもちつて訴訟法の一部を變更

するとか、訴訟法に代つた特別の效力

を認める。こゝいう意味でできたもの

でよろか。

○奥野政府委員 これはもちろん裁判

所の許可を受けてやるので、みずから

發言をするわけではないのでありま

す。これはもちろん裁判所に對する單

なる參考に供するにすぎないのであり

ます。最高法務廳裁が、國の法律的な

意味においては、最高の顧問であると

いう意味で、そういうたゞよな國の公益の辨というような意味で、これをいいたすのでありまして、アメリカの例等にもこういう例があるのであります。なおまた現行法は廢止になつておりますが、行政裁判所においても、これとやや類似した公益のための辯護といふことを、政府がやることを認めておる規定もあつたのであります。これは訴訟的な意味はないのであります。が、國の法律的辯護者という意味で、そう

いう意見の開陳をすることができる。
 もつともこの場合には結局裁判所の方
 の許可を受けてということは、大體求
 めに應じてやるということに實際はな
 らうと思います。そういう場合に限つ
 て、そういう意見を開陳して參考に供
 することができる機会を與ゑるといふ
 ことであります。

○鑑定委員 裁判所が調査のためにさういう意見を求め、また調査資料を求めるといふのは、これは問題はありませんが、こゝに見れば進んで意見を述べることになりましようが、訴訟法では、さういふものは現在認められておらぬと思います。先ほど行政訴訟法と言われたが、行政訴訟法に書いてあれば、それは行政訴訟でやれるということになると思います。普通一般民事訴訟法から考えてみましても、當事者以外のもので裁判に關與するということとは、ちよつとわれ／＼の法律常識からいへば、考えられないのですが、一種のこれ訴訟法の特別規定と見なければならぬのではないかと、いかにありましようか。

○奥野政府委員 現在の民事訴訟法では、そういうふうに、當事者あるいは、参加人でない者が、そういうことを随

述するといふことはありませんし、證人、鑑定人等の場合は例外であります。が、その意味からいいますと、民事訴

訟法等の例外ということになります。しかしながら、行政訴訟の關係におきましては、大體こういう建前をとつておるのであります、將來つくる豫定になつております行政訴訟に關する特例におきまして、これと似かよつたような規定をおくことにならうかと思ひます。

○鍛冶委員 これは私ほかの方でも疑問をもつておつたのですが、行政訴訟法にそういうことを書いてあれば、訴訟法ですから手続法としていいのです。が、一種のこれは最高法務總裁なる者の訴訟に對する権限を規定した實體法と私は見るのですが、實體法でそういう手続法をかへ得るようなことがいい

か悪いかということ、それからかりに効力があると言うても、いかにも常識のように考えられるのですが、これはそういうことは差支えないでしょうか。ほかの方でも私疑問をもつたところであります。實體法で手続法をつくるということは、効力があるかないか、かりにあるとしても、すこぶる不穩當のものと考えておつたのですが、それを同様の疑問をもつて見られるのですが、いかがなものでしょうか。

○奥野政府委員　これは實體法と申しますよりも、むしろ訴訟法に近い、訴訟の代理を命じ、あるいは國を代表するといふ訴訟における代替、代表訴訟行爲等のことでありますから、むしろ實體法というよりも、訴訟法の特殊例というように見ていいのではないかと思います。

○鐵治委員　そう言われるならばそう

も言えるのですが、實體法で訴訟法を動かす規定をおくということは、どんなものでしょうか。

○興野政府委員　法律的に申し上げますと、やはり同じ法律でありますから、殊に實體法の中に訴訟法的なことを入れたり、あるいは訴訟法の中に實體的なことを入れた例が相當あります。理論から言いますと、同じ法律であるから差支えはないというふうに思いますが、なるべく混淆しないようにするこ

とが、立法上いいと思います。理論上は差支ないと思います。

○鍛冶委員 次は第五條でありますすが、行政廳は、所部の職員でその指定するものに行政廳を當事者又は参加人とする訴訟を行わせることができると、これは國以外のものと言つと、行政廳は國以外のものはないので、行政

となつておる民事訴訟を衰わしてやるわけであります。

○鍛冶委員 私らはかりに運輸省を相

手にして交渉をする場合、第二條によると、運輸大臣を相手にして交渉をしておるのですが、すべてそうなれば國が當事者ではないのですか。

○奥野政府委員　もちろんそれは民事訴訟でありまして、國が當事者になると思いますが、たとえば税の課税が不當であるからその取消しを求める上

か、さういつたような各個の行政廳の處分の取消變更を求めるという訴訟がある五條になるので、その場合には必ず行政廳を被告にするのでありまして、國を被告としないのであります。

○鐵冶委員、今のような場合國の代理人としては大藏大臣ではないですか。

○興野政府委員、たとえはその課税を

した官廳あるいは訴訟に對して裁決したその裁決廳といつたように、國の行政官廳、あるいは行政廳が、いろいろ行政上の處分をやる場合に、その行政廳の處分の取消し變更を求めるといふ訴訟は、從來ずつとあつたわけであらうまして、それを今まで行政訴訟と言つておりました。そうではなく、鐵道が

人をひいたというような場合においては、國が被告となり、從來は運輸大臣がその場合に國を代表するという形で行られる、やはりこれは純然たる民衆訴訟であります。それがいわゆる第條關係であり、行政廳の不法な處分の取消變更というものに對する訴訟が主條であります。これは御承知のように

これに該当するわけでありまして、從來の行政訴訟であります。

○鍛冶委員　そうしてまた第六條で

は、その場合でも最高法務總裁が所掌の職員にやらせることができるといふことになつておりますが、すべて國に相手にするものならば、全部法務總廳にやらせることにした方がわかりやすいのではないかと思います。それは、何か特別に考慮しなければならぬ理由があるのであります。

○奥野政府委員　行政廳が被告になるときでも、これは行政廳の具體的に當つた處分の取消變更を求めるといふ關係から、行政廳が被告になつておるために、つきつめて考えますと、それは特局國の行爲になるのでありますから、國を被告にしてもいいのではないか、という議論は十分立つと思ふ。ただそれと

は、そういうものに對する指揮權をもたすという意味で、第一次的な行政廳の職員でやらすことができます。しかし、最高法務總裁は、その場合でもそれについて國を代表する意味で、場合によつてはそれを解任して、自分の所部の職員でもつて訴訟することができ、途を開いてあるわけでありませう。

○鐵治委員 ちうすると、府縣知事などは、やはり第五條でいくことになりませうか。

○奥野政府委員 さうようであります。○鐵治委員 わかりました。次に第六條の第三項ですが、なぜ適用を除外されたか、その點をお聴きたい。

○奥野政府委員 公正取引委員會は、獨占禁止に關する事柄について、いろいろな審決をやることになつておりまして、その審決に不服がある場合に、東京高等裁判所に不服が言える。その場合に公正取引委員會が當事者になるといふことに、獨占禁止法の法律ではなつております。その場合に獨占禁止法では、公正取引委員會が獨立してさういふ場合に權限を行使することができるといふことになつております。すなわち公正取引に關する法律の第二十八條に「公正取引委員會の委員は、獨立してその職權を行う。」といふことになつておりまして、従つてその審決をするについても、裁判所と同じように獨立してやる。それに對する不服についても、やはりその不服の訴訟を行つていくについては、獨立して職務を行つていく規定になつておりますから、この公正取引委員會の權限だけに對しては、やはり獨立性を與えることが適當であるといふことで、これを例外にしたのであります。

○鐵治委員 そうすれば第六條で總裁の指揮を受けるのか、その部員をやらせるといふことがないだけで、第四條は公正取引委員會の審決に對しても、これは適用があるわけですね。

○奥野政府委員 これは最高法務總裁は、さういふ場合に、國の利害、あるいは公共の福祉に重大な關係がある場合におきまして、第四條の適用があると思ひます。

○鐵治委員 大體わかりましたが、この第四條は非常に重大な規定でありまして、訴訟法の特別法のようなものであります。裁判所が研究の資料を求め、または參考として裁判所から意見を求めたときに答えるといふならば問題はありませんが、進んでその訴訟の中へ飛びこんで意見を述べるといふことも最高法務總裁などという名前をつけ、最も高いものであるといふことの見出しをここに置いて、法務廳設置法案をきめておつて、さうしてその者が事件の中へ飛びこんでやるということになりますと、訴訟に重大なる影響があるばかりでなく、一種の裁判に對する干渉になりはせぬか。理論的にはそれは裁判所はそんなものは聴こうが聴くまいが、裁判所の獨自の權限でやるんだと言われればならぬが、最高法務總裁といふものが飛びこんでやることになると、どうも訴訟に對する干渉のように見えますが、その點は差支えないものでしょうか。

○奥野政府委員 これはもちろん裁判所といひまして許可を與える必要がないと思ふ場合には許可しないのである。また述べた意見に對しても、もちろん單なる參考にすぎないのでありますから、實質上は法律上の見

解を參考のために聴くという程度のものであるのではないか。従ひまして、これがために裁判に影響を及ぼすといふことは、全然ないといふふうに考えております。

○松永委員長 次に副檢察事の任命資格の特例に關する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案の三案を議題といたします。まず以上三案について政府の説明を願ひます。

副檢察事の任命資格の特例に關する法律案

副檢察事は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副檢察事の職務に必要な學識経験のある者で副檢察事選考委員會の選考を経たものの中からこれを任命することができ

附則
この法律は、公布の中からこれを施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二號を次のように改める。

二 罰金以下の刑にあたる罪、選擇刑として罰金定められている罪

又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る訴訟

同條第二項を次のように改める。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。但し、刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る事件又はこれらの罪と他の

罪につき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪の刑を以て處斷すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超え

る刑を科するのを相當と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければなら

ない。

第三十九條第四項及び第五項を削

る。

第四十一條第二項中「司法事務官」の下に「司法教官」を加える。

第四十二條第二項中「又は司法事務官」を「司法事務官又は司法教官」に改める。

第四十四條第一項第四號中「司法事務官」の下に「司法教官」を加える。

第五十條中「下級裁判所の裁判官は、年齢六十五年」を「高等裁判所又は地方裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案

第一條 司法省は、これを廢止する。この目的のために司法省官制は、これを廢止する。

第二條 法制局は、これを廢止する。この目的のために内閣法の「部を次のように改正する。

第十二條中「及び法制局」及び第三項を削り、同條第四項中「前二項」を前項に改める。

第三條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第九條中「及び法制局」を削る。

第十條中「及び法制局」を「夫、」及び法制局長官「各」及び「又は法制局長官」を削る。

第十一條中「及び法制局」を削る。

第十二條中「内閣官房及び法制局」を「及び内閣官房」に改める。

第四條 衆議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第十條第三號を次のように改める。

三 削除

第五條 國家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條中「五 法制局長官」

「五 最高法務廳の各長官」に改める。

第六條 裁判所法の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「司法次官

を「最高法務廳の各長官、最高法務總裁官若しくは、司法事務官、司法教官」

最高法務廳教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四號中「司法事務官」を「最高法務廳事務官」に、「司法教官」を「最高法務廳教官」に改める。

第七條 檢察廳法の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「最高法務總裁」に改める。

第十九條第一項第三號中「司法次官」を「最高法務廳の各長官、最高法務總裁官若しくは、司法事務官

官」を「最高法務廳事務官」に、「司法教官」を「最高法務廳教官」に改める。

第八條 警察法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七號中「總理廳」を「總理廳及び最高法務廳」に改める。

第九條 官吏任用敍級令の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「法制局長官」を削る。

第十條 官吏分限令の一部を次のように改正する。

第一條中「法制局長官」を削る。

第十一條 官吏懲罰令の一部を次の
ように改正する。

第二十二條第一項中「法務局」を「最高法務廳」に改める。

第二十三條第一項中「法制局長官」を削り、「法制局長官」を「内閣官房長官、最高法規廳に在リテ、最

高法務總裁官房長」に改める。

十八號（司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定

等に關する件）の一部を次のよう
に改正する。

「司法大臣」を「最高法務總裁」

事務官」に改める。

大臣」を「最高法務總裁」に、「司法省」を「最高法務廳」に改める。

恩赦法
矯正院法

公證人法
小切手法
司法書士法
少年法
手形法

逃亡犯罪人引渡條例
非訟事件手續法

不動產登記法
辯護士法

昭和二十二年法律第
(私的獨占の禁止及び

四條 左に掲げる法

大臣」を「最高法務總

國籍法
明治三十一年法律第

外國人を養子又は入

外國人登錄令
昭和二十一年勅令第

無、協會其の他の團體
正等に関する件)

昭和二十一年内務省
正規陸海軍將校又は

第十八條 この法律施行前における司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十二條、第四十二條及び第四十四條並びに檢察廳法第十九條の規定の適用については、夫々最高法務廳の各長官、最高法務廳事務官及び最高法務廳教官の在職とみなす。

鈴木國務大臣 副檢察の任命資格の特例に關する、法律案の提案理由を御説明申し上げます。

檢察廳法においては、簡易裁判所に
檢察廳として、區檢察廳を設
け、區檢察廳に嚴格
な任命資格を要する檢事を配置するこ
とが規定されてゐる。ところが、さうい
ふ規定が、實際に於いては、とうていそ
の通りに行はれてゐない。さういふこと
が、さういふ理由で、さういふ結果とな
つてゐる。さういふ結果が、さういふ理
由で、さういふ結果となつてゐる。さうい
ふ結果が、さういふ理由で、さういふ結
果となつてゐる。さういふ結果が、さう
いふ理由で、さういふ結果となつてゐる。

に、巡検察廳の檢察官の職に補すべき
 驗檢事の制度を設け、その任命資格に
 しては、同法第十八條第二項におい
 て、副檢事は、同法第十八條第一項の
 規定にかかわらず、高等試験に合格し
 た者または三年以上政令で定める二

終戦後悪質の犯罪激増し、治安悪化の一途をたどっております。現況に鑑

いましますとき、檢察機能の充實は、焦
る、副検事定員四百三十人に對し、副
検事現在員六十七人にすぎず、これ以
て、政府においては、鋭意副検事の新
規採用に努力いたしたのであります

察官などの中には、多年檢察事務に携わり、實質的には副檢察の職務に必要な學識經驗のある者が相當多いのにかかわらず、從來これらの者の昇進が遅いため、副檢察に任命される資格のある者が少い事情に鑑みまして、今後一年を限り、副檢察の任命資格に關し特別を設け、副檢察は、檢察廳法第十八

條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な學識経験のある者で、副検事選考委員會の選考を経たものの中からも、これを任命することができるとおぼしいのであります。

以上がこの法律案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことを希望いたします。

次は裁判所法の一部を改正する法律案の説明を申し上げます。

裁判所法は、御承知のごとく、本年五月三日から施行されておりますが、その後半歳の間に情勢も變化し、その上裁判所法施行の實績に徴しまして、

同法を若干改正する必要が生ずるに至りました。そこで政府はこの法律案を提出いたしました次第でありまして、改正の要點は、次の四點であります。

第一點は、從來地方裁判所のみに屬してゐた刑法第二百三十五條の窃盜罪

及びその未遂罪に關する裁判權を簡易裁判所にも與え、簡易裁判所は、これらの罪について、三年以下の懲役を科することができるとした點でありまして、裁判所法第三十三條の改正がそれであります。現行法の下では、こゝに於ては地方裁判所行つたものと見做さるゝ

り、地方裁判所には、刑事事件が山積して、現在の状態では、とうていこれを處理し得ない窮状にあるのであります。そこで犯罪件数の最も多く、しかも事案が比較的簡単な窃盗罪及びその未遂罪を、簡易裁判所でも審理できることとし、ただ簡易裁判所の裁判官が、必ずしも法律専門家であるとは限

らない點に鑑みまして、懲役三年以下の懲役のみを科し得ることとし、この制限を超えて刑を科すべき場合は、地方裁判所に事件を移送すべきものといはしました。この改正によつて、地方裁判所の負擔は大いに輕減され、事件の迅速處理に役立つものと信じます。

第二點は、裁判官任命諮問委員會に關する規格を廢止した點であります。

て、第三十九條の改正がそれでありま
す。現行法の下では、内閣が最高裁判
所長官の指名または最高裁判所判事の
任命を行うには、裁判官任命諮問委員
會に諮問しなければならぬのであり
まして、第一回の指名及び任命は、御

第三は、裁判官の任命資格の中に司法教官を加えた點でありまして、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の改正がそれでありまして、その趣旨は、司法省研修所の教官たる判事出身の司法教官の在職を、司法事務官と同様に、裁判官の任命資格の中に加へようとするものでありまして、裁判所法案の提案當時には、司法省研修所が設立されるかどうか未定でありましたために、現行法には司法教官が裁判官の任命資格のうちから漏れており、今回その補正を行うことにいたしました。

第四點は、簡易裁判所判事の定年を、年齢六十五年から七十年に引上げた點でありまして、第五十條の改正がそれでありまして、御審議の通り、簡易裁判所判事は、國民と最も密接に接觸する裁判官であり、特に老熟練達な法官が任命されることが望ましいのであります。が、それにもかかわらず、定年が六十五歳であるために、多くの老練な退職判事、辯護士が、簡易裁判所判事に任命されることを躊躇しておられる事實が、裁判所法施行後次第に判明してまいりました。そこで、定年を年齢七十年に引上げることにいたしました。が、この改正によつて政府は老練な退職判事、辯護士が、簡易裁判所判事に任命されることを期待している次第であります。

以上がこの法律案提案の理由であります。どうぞ慎重御審議の上、速やかに可決されんことをお願い申し上げます。次に最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案の提案理由を説明いたします。政府はさきに最高法務廳設置法案を

國會に提出いたしました。最高法務廳の設置により、司法省及び法制局は廢止されることとなりますので、これに伴い、關係各法令に所要の變更を加へる必要が生ずるに至りました。よつて政府はこの法律案を提出いたしました次第であります。

改正の要點を申し上げますと、第一は、司法省及び法制局を廢止し、關係法令よりこれらに關する規定を削除し、「司法省」「法制局」とあるのを、必要に應じて「最高法務廳」と改めた點であります。第一條ないし第三條、第十一條及び第十五條がそれでありまして、第二は、從來司法大臣に屬していた權限は、最高法務廳に移されることとなりますので、關係法令中「司法大臣」とあるのを「最高法務廳長」と改めた點であります。第七條、第十三條及び第十五條の規定がそれでありまして、第三、從來内務大臣に屬していた國籍、外國人登録、昭和二十一年勅令第一一號の規定による各種團體の結成の禁止及び解散等に關する事項に關する權限が、最高法務廳に移されます。が、内務省解體に關する法律案において、これらに關する法令中「内務大臣」とある部分は一應「主務大臣」と改められ、この法律によりまして、關係法令中「主務大臣」とあるのを「最高法務廳長」と改める點であります。第十四條の規定がそれでありまして、第四は、法制局長官は廢されますので、關係法令中よりこれに關する規定を削除し、なおこれを關連して、今回最高法務廳に置かれる各長官の職を、その地位職責等に鑑み、國家公務員法にいう特別職といたした點であります。

國會議に提出いたしました。最高法務廳の設置により、司法省及び法制局は廢止されることとなりますので、これに伴い、關係各法令に所要の變更を加へる必要が生ずるに至りました。よつて政府はこの法律案を提出いたしました次第であります。

して、第四條、第五條、第九條ないし第十一條の規定がそれでありまして、第五は、從來裁判所法及び檢察廳法において、裁判官及び檢察官の任命資格の中に掲げられていた司法次官、司法事務官及び司法教官が廢されますので、これを任命資格の中から削除し、これらに相當するものとして、最高法務廳長官、最高法務廳事務官及び最高法務廳教官を、裁判官及び檢察官の任命資格の中に加へることとし、また司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、これを裁判官及び檢察官の任命資格の年數に算入することとした。なお大正十二年勅令第五百二十八號（司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に關する件）に「司法事務官」とあるのを、以上と同様の趣旨で「最高法務廳事務官」と改めた點であります。第六條、第七條、第十二條及び第十八條の規定がそれでありまして、第六は、警察法及び官吏懲戒令の各細部を改正して、國家公安委員會の警備すべき官廳の中に、最高法務廳の名稱を加へ、また内閣及び總理府に設置せられる官吏普通懲戒委員會の委員長には、内閣官房長官を、最高法務廳に設置せらるべき同委員會の委員長には、最高法務廳長官を充てることとした點であります。第八條及び第十一條の規定がそれでありまして、

以上がこの法律案提案の理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、可決されんことをお願い申し上げます。○松永委員長 以上三案については、本日は説明に止め、暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

○松永委員長 休憩前に引續き會議を開きます。最高法務廳設置法案を議題といたします。本案に對しさらに社會、民主、自由、國協の各黨共同提案になる修正案が提出せられております。提案者の説明を願ひます。石川金次郎君。

○石川委員 各黨において共同して最高法務廳設置法案に修正案を提出したいと存じます。以下讀み上げます。最高法務廳設置法の一部を次の通り修正する。

第二條第三項中「内外」の次に「及び國際」を加へ、第八條第一項中「内外の法制」を「内外及び國際法制及び」を「内外及び國際法制並びに」に改める。

○松永委員長 休前に引續き會議を開きます。最高法務廳設置法案を議題といたします。本案に對しさらに社會、民主、自由、國協の各黨共同提案になる修正案が提出せられております。提案者の説明を願ひます。石川金次郎君。

○大島委員 たいだいま共同提案になりました點につきまして、外務省條約局の事務管掌と抵触しないという條件をつけまして、この修正案に賛成いたします次第であります。

○松永委員長 これで通告者の發言は全部終了いたしました。他に御發言はありませんか。なしと認めます。それではこれより採決いたします。採決はまず鍛冶良作君提出の修正案について採決し、次に四黨共同提案になる修正案、最後に原案の順序に行ひます。鍛冶良作君修正案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

○松永委員長 起立多数。よつて修正に決した部分を除いては、多数をもつて原案の通りに決しました。よつて本案は多数をもつて民主、自由、國協、四黨共同提案の修正案のごとく修正議決せられました。

なお本案に對する委員會報告書の作成方は、委員長に御一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認めます。それではそのようにいたします。本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十一分散會

〔參照〕

最高法務廳設置法案(内閣提出)(第一〇七號)に關する報告書

(都合により最終議附録に掲載)